

議案第 69 号

杉並区診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例  
上記の議案を提出する。

平成 24 年 11 月 19 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 18 条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定めるものとする。

(専属の薬剤師の配置の基準)

第 2 条 前条の基準は、医師が常時 3 人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

医療法の一部が改正されたことに伴い、診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める必要がある。